

工事の主観的事項の評価（主観点数）について （平成31・32年度競争入札参加資格）

工事の適正な履行の確保を図るとともに、事業者の技術力等の向上や社会的貢献への意欲を高めるため、事業者に対する相模原市独自の項目(以下「主観的事項」という。)について評価した主観点数を平成31・32年度競争入札参加資格の認定においても適用します。

なお、今回の定期申請では、次のとおり評価項目を一部見直します。

1 評価項目の追加

平成31・32年度競争入札参加資格申請から、「指名停止の状況」を評価項目に加えま
す。評価内容等については、次のとおりとします。なお、全体の配点につきましては「3
評価項目と配点」を参照してください。

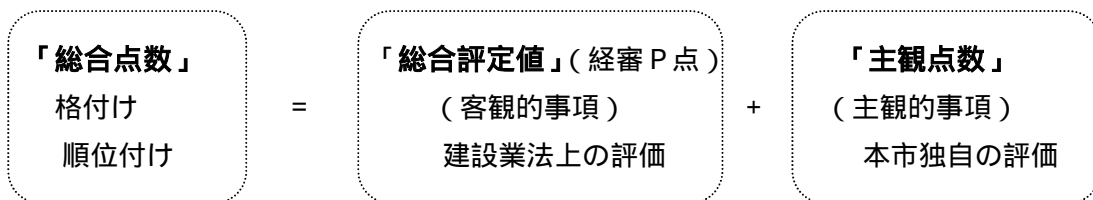
指名停止の状況

相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けた事業者
に対し配点します。

2 主観点数の使用法

主観的事項の評価は、評価項目ごとに点数化したものを配点します。（主観的事項の各
評価項目の配点の合計値を「主観点数」という。）

経審（建設業法における経営事項審査）の総合評定値（P点）に、主観点数を加算した
ものを、「総合点数」とします。この「総合点数」は、競争入札における入札参加条件とし
て使用します。



平成31・32年度競争入札参加資格認定における、総合点数の有効期間は、認定時
から平成33年3月末日までです。

なお、毎年度、登録事業者数、発注予定件数等を考慮し、総合点数による格付け（ラ
ンク付け）を行います。

3 評価項目と配点

項目及び配点	配 点		
	評価点	計算方法	配点の範囲
1. 工事成績評価(1・2) - 20点～25点 (当該申請業種に配点)	80点以上	一律25点	25点
	75点から79点まで	(評価点 - 65) × 1.5	15点～21点
	65点から74点まで	評価点 - 65	0点～9点
	55点から64点まで	(評価点 - 65) ÷ 2	- 5点～0点
	50点から54点まで	評価点 - 65	- 15点～ - 11点
	50点未満	一律 - 20点	- 20点
2. 市への貢献度 10点を限度とします (当該事業者配点)	相模原市と災害復旧の協定等を締結している事業者		10点
3. 労働災害への対応 5点を限度とします (当該事業者配点)	建設業労働災害防止協会に加入している事業者		5点
4. 優良工事表彰(2) 20点を限度とします (当該申請業種に配点)	定期申請の認定審査を行う年度とその前年度(今回は平成29年度と平成30年度)に相模原市優良工事表彰要綱に基づく表彰を受けた事業者		
	受賞が1年度あたり1回		5点
	受賞が1年度あたり2回以上		10点
5. 企業の社会的責任 10点を限度とします (当該事業者配点)	障害者の雇用状況		
	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を超えて1人以上を雇用している事業者又は義務付けられている事業者以外で障害者を1人以上雇用している事業者		
	男女共同参画の取組状況		3点
	「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定している事業者		
	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画を策定している事業者		2点
若者雇用の取組状況			
青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定を受けている、又は「若者応援宣言企業」を行っている事業者		3点	
6. 指名停止(3) (当該事業者配点)	定期申請の認定審査を行う年度とその前年度(今回は平成29年度と平成30年度)に相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けた事業者		
	指名停止期間1月につき		- 5点
計70点を限度とします			

1 工事成績評価について

平成28年度及び平成29年度において工事が完成し評価された評価点に対し配点します。JVの工事成績は、各構成員の工事成績として反映します。

同一業種で評価点が複数存在する場合は、当該工事件数で除した数値を四捨五入し得た数値に対する配点とします。また、評価点から配点を算出する場合、小数点以下切り捨てとします。

2 優良工事表彰の配点例

	受賞回数		配点		
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	合計
例1	0回	1回	0点	5点	5点
例2	1回	2回	5点	10点	15点
例3	1回	3回	5点	10点[注]	15点

注：受賞回数1年度あたり2回以上は一律10点となります。

- 3 1月に満たない期間がある場合、15日以上は1月に切り上げ、15日未満は切り捨てます。